

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

(変更) 2025 年 5 月 1 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が 2025 年 5 月 1 日付で公表いたしました「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含みます。)について、一部変更すべき事項がありました(以下「本変更」といいます。)ので、下記のとおりお知らせいたします。

ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)が公表した本日付「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、ミネベアミツミが 2025 年 5 月 2 日より開始しております当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)に関して、ミネベアミツミが、ミネベアミツミ公開買付けを取り巻く諸般の状況を総合的に勘案し、日星電気株式会社(以下「日星電気」といいます。)との間で締結していた応募契約(以下「本応募契約(日星電気)」といいます。)の内容を変更する覚書を 2025 年 7 月 31 日付で締結したことに伴い、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)13 条 2 項 2 号ロに基づき、ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)は、2025 年 8 月 18 日まで延長され、合計 73 営業日となったとのことです。

本変更は、上記決定に伴い、ミネベアミツミが 2025 年 5 月 2 日付で提出した公開買付け届出書(その後、公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である 2025 年 5 月 2 日付の公開買付け開始公告(その後、公開買付け条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付け届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① ミネベアミツミ公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けに際し、当社の株主との間で、合計 3,520,108 株(所有割合(注 2) 合計: 23.35%)の当社株式について、当社の株主がミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約を締結しているとのことです。2025 年 4 月 10 日付で、当社の株主である(i)日星電気株式会社(以下「日星電気」といいます。)との間で、その所有する当社株式 341,000 株(所有割合: 2.26%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(日星電気)」といいます。)を、(ii)日星オプト株式会社(以下「日星オプト」といいます。)との間で、その

所有する当社株式 100,000 株（所有割合：0.66%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日星オプト）」といいます。）を、(iii) 日本光電工業株式会社（以下「日本光電工業」といいます。）との間でその所有する当社株式 61,226 株（所有割合：0.41%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日本光電工業）」といいます。）を、(iv) 株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼玉りそな銀行」といいます。）との間で、その所有する当社株式 695,640 株（所有割合：4.61%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（埼玉りそな銀行）」といいます。）を、(v) ジェイアンドエス保険サービス株式会社（以下「ジェイアンドエス」といいます。）との間で、その所有する当社株式 213,310 株（所有割合：1.41%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（ジェイアンドエス）」といいます。）を、(vi) りそなリース株式会社（以下「りそなリース」といい、日星電気、日星オプト、日本光電工業、埼玉りそな銀行、ジェイアンドエスと併せて「本応募合意株主（公表時締結）」といいます。）との間で、その所有する当社株式 13,310 株（所有割合：0.09%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下、本応募契約（日星電気）、本応募契約（日星オプト）、本応募契約（日本光電工業）、本応募契約（埼玉りそな銀行）及び本応募契約（ジェイアンドエス）と併せて「本応募契約（公表時締結）」といいます。また、以下、本応募契約（公表時締結）において本応募合意株主（公表時締結）がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（公表時締結）が所有する当社株式を総称して「本応募株式（公表時締結）」といいます。）を締結しているとのことです。また、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ取引の公表を行った 2025 年 4 月 10 日以降に、本応募合意株主（公表時締結）以外の当社の株主の一部と協議を行い、複数の個人株主である当社の創業家一族の一部（北村幸榮氏（所有株式数：232,600 株、所有割合：1.54%）及び浅野眞木子氏（所有株式数：167,600 株、所有割合：1.11%）を含み、以下「本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）」といいます。）（所有株式数合計：536,502 株、所有割合合計：3.56%）との間で、2025 年 4 月 22 日付で、本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）が所有する当社株式の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（4 月 22 日付締結創業家）」といいます。）を締結しているとのことです。その後、本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）以外の複数の個人株主である当社の創業家一族（以下「本応募合意株主（5 月 13 日付締結創業家）」といい、本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）と併せて「本応募合意株主（創業家）」といいます。なお、各本応募合意株主（5 月 13 日付締結創業家）の所有割合はそれぞれ 1%以下とのことです。）（所有株式数合計：160,600 株、所有割合合計：1.07%）との間で、2025 年 5 月 13 日付で、本応募合意株主（5 月 13 日付締結創業家）が所有する当社株式の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（5 月 13 日付締結創業家）」といい、本応募契約（4 月 22 日付締結創業家）と併せて「本応募契約（創業家）」といいます。また、以下、本応募契約（創業家）において本応募合意株主（創業家）がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（創業家）が所有する当社株式を総称して「本応募株式（創業家）」といいます。）を締結しているとのことです。さらに、ミネベアミツミは、(vii) 2025 年 4 月 22 日付で、当社の株主である株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」といいます。）との間で、その所有する当社株式 425,640 株（所有割合：2.82%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（三菱 UFJ 銀行）」といいます。）を締結し、同年 5 月 1 日付で、当社の株主である (viii) 明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）との間で、その所有する当社株式 818,000 株（所有割合：5.43%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（明治安田生命）」といいます。）を、(ix) 株式会社武蔵野銀行（以下「武蔵野銀行」といい、三菱 UFJ 銀行及び明治安田生命と併せて「本応募合意株主（開始時締結）」といいます。また、本応募合意株主（公表時締結）、本応募合意株主（創業家）及び本応募合意株主（開始時締結）を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、その所有する当社株式 154,880 株（所有割合：1.03%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（武蔵野銀行）」といい、本応募契約（三菱 UFJ 銀行）及び本応募契約（明治安田生命）と併せて「本応募契約（開始時締結）」といいます。また、以下、本応募契約（開始時締結）において本応募合意株主（開始時締結）がミネベ

アミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（開始時締結）が所有する当社株式を総称して「本応募株式（開始時締結）」といいます。）を締結しているとのことです（以下、本応募契約（公表時締結）、本応募契約（創業家）及び本応募契約（開始時締結）を総称して「本応募契約」といい、本応募株式（公表時締結）、本応募株式（創業家）及び本応募株式（開始時締結）を総称して「本応募株式」といいます。）。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けに際し、当社の株主との間で、合計 3,520,108 株（所有割合（注 2）合計：23.35%）の当社株式について、当社の株主がミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約を締結しているとのことです。2025 年 4 月 10 日付で、当社の株主である（i）日星電気株式会社（以下「日星電気」といいます。）との間で、その所有する当社株式 341,000 株（所有割合：2.26%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日星電気）」といいます。）を、（ii）日星オプト株式会社（以下「日星オプト」といいます。）との間で、その所有する当社株式 100,000 株（所有割合：0.66%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日星オプト）」といいます。）を、（iii）日本光電工業株式会社（以下「日本光電工業」といいます。）との間でその所有する当社株式 61,226 株（所有割合：0.41%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日本光電工業）」といいます。）を、（iv）株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼玉りそな銀行」といいます。）との間で、その所有する当社株式 695,640 株（所有割合：4.61%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（埼玉りそな銀行）」といいます。）を、（v）ジェイアンドエス保険サービス株式会社（以下「ジェイアンドエス」といいます。）との間で、その所有する当社株式 213,310 株（所有割合：1.41%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（ジェイアンドエス）」といいます。）を、（vi）りそなリース株式会社（以下「りそなリース」といい、日星電気、日星オプト、日本光電工業、埼玉りそな銀行、ジェイアンドエスと併せて「本応募合意株主（公表時締結）」といいます。）との間で、その所有する当社株式 13,310 株（所有割合：0.09%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下、本応募契約（日星電気）、本応募契約（日星オプト）、本応募契約（日本光電工業）、本応募契約（埼玉りそな銀行）及び本応募契約（ジェイアンドエス）と併せて「本応募契約（公表時締結）」といいます。また、以下、本応募契約（公表時締結）において本応募合意株主（公表時締結）がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（公表時締結）が所有する当社株式を総称して「本応募株式（公表時締結）」といいます。）を締結しているとのことです。また、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ取引の公表を行った 2025 年 4 月 10 日以降に、本応募合意株主（公表時締結）以外の当社の株主の一部と協議を行い、複数の個人株主である当社の創業家一族の一部（北村幸栄氏（所有株式数：232,600 株、所有割合：1.54%）及び浅野眞木子氏（所有株式数：167,600 株、所有割合：1.11%）を含み、以下「本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）」といいます。）（所有株式数合計：536,502 株、所有割合合計：3.56%）との間で、2025 年 4 月 22 日付で、本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）が所有する当社株式の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（4 月 22 日付締結創業家）」といいます。）を締結しているとのことです。その後、本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）以外の複数の個人株主である当社の創業家一族（以下「本応募合意株主（5 月 13 日付締結創業家）」といい、本応募合意株主（4 月 22 日付締結創業家）と併せて「本応募合意株主（創業家）」といいます。なお、各本応募合意株主（5 月 13 日付締結創業家）の所有割合はそれぞれ 1%以下とのことです。）（所有株式数合計：160,600 株、所有割合合計：1.07%）との間で、2025 年 5 月 13 日付で、本応募合意株主（5 月 13 日付締結創業家）が所有する当社株式の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（5 月 13 日付締結創業家）」といい、本応募契約（4 月 22 日付締結創業家）と併せて「本応募契約（創業家）」といいます。また、以下、本応募契約（創業家）

において本応募合意株主（創業家）がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（創業家）が所有する当社株式を総称して「本応募株式（創業家）」といいます。）を締結しているとのことです。さらに、ミネベアミツミは、(vii) 2025 年 4 月 22 日付で、当社の株主である株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」といいます。）との間で、その所有する当社株式 425,640 株（所有割合：2.82%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（三菱 UFJ 銀行）」といいます。）を締結し、同年 5 月 1 日付で、当社の株主である (viii) 明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）との間で、その所有する当社株式 818,000 株（所有割合：5.43%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（明治安田生命）」といいます。）を、(ix) 株式会社武蔵野銀行（以下「武蔵野銀行」といい、三菱 UFJ 銀行及び明治安田生命と併せて「本応募合意株主（開始時締結）」といいます。また、本応募合意株主（公表時締結）、本応募合意株主（創業家）及び本応募合意株主（開始時締結）を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、その所有する当社株式 154,880 株（所有割合：1.03%）の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（武蔵野銀行）」といい、本応募契約（三菱 UFJ 銀行）及び本応募契約（明治安田生命）と併せて「本応募契約（開始時締結）」といいます。また、以下、本応募契約（開始時締結）において本応募合意株主（開始時締結）がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（開始時締結）が所有する当社株式を総称して「本応募株式（開始時締結）」といいます。）を締結しているとのことです（以下、本応募契約（公表時締結）、本応募契約（創業家）及び本応募契約（開始時締結）を総称して「本応募契約」といい、本応募株式（公表時締結）、本応募株式（創業家）及び本応募株式（開始時締結）を総称して「本応募株式」といいます。）。

その後、ミネベアミツミは、下記「② ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、ミネベアミツミ公開買付けを取り巻く諸般の状況を総合的に勘案し、日星電気との間で締結していた本応募契約（日星電気）の終了事由を変更する覚書を 2025 年 7 月 31 日付で締結したとのことです。当該変更内容の詳細は、下記「4. ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約（公表時締結）」をご参照ください。

<後略>

② ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、ミネベアミツミは、当社の株主の皆様によるミネベアミツミ公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに YAGEO 公開買付けについて、2025 年 7 月 16 日付でミネベアミツミが公開買付期間を 2025 年 7 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 59 営業日とすることを決定した時点から、当社株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあること等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 28 日付で、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）13 条 2 項 2 号ロに基づき、公開買付期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長し、公開買付期間を合計 63 営業日とすることを決定したとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、ミネベアミツミは、当社の株主の皆様によるミネベアミツミ公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに YAGEO 公開買付けについて、2025 年 7 月 16 日付でミネベアミツミが公開買付期間を 2025 年 7 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 59 営業日とすることを決定した時点から、

当社株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあること等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様にもネベアミツミ公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年7月28日付で、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）13条2項2号ロに基づき、公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定していたとのことです。

ミネベアミツミ公開買付けの成否に影響を与え得る YAGEO 公開買付けについては、2025 年 7 月 28 日付でミネベアミツミが公開買付期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長し、公開買付期間を合計 63 営業日とすることを決定した時点から、2025 年 8 月 1 日現在まで、当社株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあり、その成否が依然として不透明な状況が続いているとのことです。他方で、現時点における YAGEO 公開買付けの公開買付期間は、ミネベアミツミ公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間（60 営業日）の末日である 2025 年 7 月 29 日を超えて延長されており、このような状況下において、ミネベアミツミがミネベアミツミ取引の実現を引き続き目指すためには、既にミネベアミツミ公開買付けに賛同し、ミネベアミツミとの間で自ら所有する当社株式についてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の応募契約を締結している当社株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、ミネベアミツミは、日星電気との間で締結していた本応募契約（日星電気）の内容を変更する覚書を 2025 年 7 月 31 日付で締結したとのことです。これに伴い、令 13 条 2 項 2 号イに基づき、公開買付期間は、2025 年 8 月 18 日まで延長され、合計 73 営業日となっているとのことです。

- (6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置
- ⑧ ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を 63 営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 1 日までの期間は 77 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様にもネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 1 日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えているとのことです。

<後略>

(訂正後)

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付前提条件の全てが充足され又はミネベアミツミにより放棄された場合、ミネベアミツミ公開買付期間を 73 営業日に設定しているところ、ミネベアミツミ公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日からミネベアミツミ公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 18 日までの期間は 87 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、当社の株主の皆様にもネベアミツミ公開買付けに対する応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、当社株式についてミネベアミツミ以

外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えているとのことです。加えて、YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日からミネベアミツミ公開買付けのミネベアミツミ公開買付け期間の末日である 2025 年 8 月 18 日までの期間はさらに長期に亘っているため、当社の株主の皆様にとってミネベアミツミ公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上でミネベアミツミ公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会やミネベアミツミ以外の者にとって当社株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えているとのことです。

<後略>

4. ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(1) 本応募契約（公表時締結）

(訂正前)

<前略>

- e) 本応募契約（公表時締結）においては、(I) 契約終了事由として、(i) ミネベアミツミ公開買付けが開始された後に撤回された場合、(ii) ミネベアミツミ公開買付けが不成立となった場合、(iii) 本応募合意株主（公表時締結）及びミネベアミツミが本応募契約（公表時締結）を終了させる旨を書面で合意した場合、並びに (iv) 以下の (II) に基づいて本応募契約（公表時締結）が解除された場合が規定されており、また、(II) ミネベアミツミ公開買付けの開始前における契約解除事由として、(i) 相手方について、本応募契約（公表時締結）に基づく表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合、又は本応募契約（公表時締結）上の義務の重大な違反があり、書面による催告にもかかわらず当該違反が是正されない場合、(ii) ミネベアミツミ公開買付けが、契約当事者の責に帰すべからざる事由により、本応募契約（ジェイアンドエス）を除く本応募契約（公表時締結）については 2025 年 7 月 23 日までに、本応募契約（ジェイアンドエス）については 2025 年 5 月 23 日までに開始されない場合（なお、かかるミネベアミツミ公開買付けの開始日に関して、ミネベアミツミは、2025 年 5 月 1 日付で、当初の 2025 年 4 月 23 日とする定めを、ジェイアンドエスを除く本応募合意株主（公表時締結）との間では、2025 年 7 月 23 日へと、ジェイアンドエスとの間では、2025 年 5 月 23 日へと変更する旨の覚書を締結しているとのことです。）、並びに (iii) 相手方について、倒産手続又は私的整理が開始され又はその申立てがなされた場合が規定されているとのことです（なお、ミネベアミツミは、埼玉りそな銀行及びりそなリースとの間で、(II) の契約解除事由として、(iv) 当社の取締役会において、①ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見表明が変更又は撤回され、その旨が公表された場合であって、かつ、②ミネベアミツミ以外の第三者によって提案、公表又は開始された当社株式に対する公開買付けその他のミネベアミツミ公開買付けと実質的に抵触する取引に賛同その他これに類する意見を表明する旨の決議が行われ、その旨が公表された場合を加える旨の覚書を締結しているとのことです。）。

(訂正後)

<前略>

- e) 本応募契約（公表時締結）においては、(I) 契約終了事由として、(i) ミネベアミツミ公開買付けが開始された後に撤回された場合、(ii) ミネベアミツミ公開買付けが不成立となった場合 （なお、かかる契約終了事由に関して、ミネベアミツミは、2025 年 7 月 31 日付で、日星電気との間で、ミネベアミツミ公開買付けが不成立となった後にミネベアミツミによりミネベアミツミ公開買付けと実質的に同一の公開買付け（以下「ミネベアミツミ後続公開買付け」といいます。）が実務上可能な限り速やかに開始されることがミネベアミツミの説明、ミネベアミツミ公開買付けに関連する客観的状況その他の事由により合理的に見込まれる場合を除くものとし、

その場合には、ミネベアミツミ公開買付けをミネベアミツミ後続公開買付けに置き換えたとえ、本応募契約（公表時締結）が適用されるものとするとの内容へ変更する旨の覚書を締結しているとのことです。）、(iii) 本応募合意株主（公表時締結）及びミネベアミツミが本応募契約（公表時締結）を終了させる旨を書面で合意した場合、並びに (iv) 以下の（Ⅱ）に基づいて本応募契約（公表時締結）が解除された場合が規定されており、また、（Ⅱ）ミネベアミツミ公開買付けの開始前における契約解除事由として、(i) 相手方について、本応募契約（公表時締結）に基づく表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合、又は本応募契約（公表時締結）上の義務の重大な違反があり、書面による催告にもかかわらず当該違反が是正されない場合、(ii) ミネベアミツミ公開買付けが、契約当事者の責に帰すべからざる事由により、本応募契約（ジェイアンドエス）を除く本応募契約（公表時締結）については2025年7月23日までに、本応募契約（ジェイアンドエス）については2025年5月23日までに開始されない場合（なお、かかるミネベアミツミ公開買付けの開始日に関して、ミネベアミツミは、2025年5月1日付で、当初の2025年4月23日とする定めを、ジェイアンドエスを除く本応募合意株主（公表時締結）との間では、2025年7月23日へと、ジェイアンドエスとの間では、2025年5月23日へと変更する旨の覚書を締結しているとのことです。）、並びに (iii) 相手方について、倒産手続又は私的整理が開始され又はその申立てがなされた場合が規定されているとのことです（なお、ミネベアミツミは、埼玉りそな銀行及びりそなリースとの間で、（Ⅱ）の契約解除事由として、(iv) 当社の取締役会において、①ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見表明が変更又は撤回され、その旨が公表された場合であって、かつ、②ミネベアミツミ以外の第三者によって提案、公表又は開始された当社株式に対する公開買付けその他のミネベアミツミ公開買付けと実質的に抵触する取引に賛同その他これに類する意見を表明する旨の決議が行われ、その旨が公表された場合を加える旨の覚書を締結しているとのことです。）。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、ミネベアミツミ公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ずミネベアミツミ公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実がミネベアミツミ公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）（以下「関連者」といいます。）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又は公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、ミネベアミツミ公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。